

2/23
木

生活保護費減額は違法

大阪地裁歴史的な原告勝訴判決

国が2013年8月から開始した生活保護費引き下げは生存権を保障した憲法25条に違反するとして、その取り消しなどを求めて、大阪府内の生活保護利用者42人が国と府内12市を相手

取った「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」(うちのひとりで裁判)の判決が22日、大阪地裁であります。

森鍵一裁判長は、生活保護費の減額処分は違法であるとして、処分を取り消す判決を出しました。

原告の死亡等で現在42年8月からの生活扶助基準引き下げに反対したのをばらめ、18年10月から実施し最大10%もの引き下げを強行したことから全国29都道府県で1000人近くの原告が訴えていた集団訴訟です。大阪は14年に51人が提訴(後に2人が追加提訴)した。

女性は「(裁判開始から)6年間ずっと苦しかった。るとしました。

弁護団は「国が行った生えるたたかいはこれからも続く」と語りました。

判決は、引き下げの名目とされた「デフレ調整」にして物価の下落を考慮したこと、特異な物価上昇が起きた2008年を起点にして物価の下落を考慮しました。

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する歴史的な勝訴判決」と述べました。

日本共産党は、2013年8月からの生活扶助基準引き下げに反対したのをばらめ、18年10月から実施し最大10%もの引き下げを強行したことから全国29都道

志位和夫委員長が同年2月の衆院予算委員会で取り上げるなど基準引き下げ一貫して反対してきました。

原告の死亡等で現在42年8月からの生活扶助基準引き下げに反対したのをばらめ、18年10月から実施し最大10%もの引き下げを強行したことから全国29都道府県で1000人近くの原告が訴えていた集団訴訟です。大阪は14年に51人が提訴(後に2人が追加提訴)した。

女性は「(裁判開始から)6年間ずっと苦しかった。るとしました。

弁護団は「国が行った生えるたたかいはこれからも続く」と語りました。

判決は、引き下げの名目とされた「デフレ調整」にして物価の下落を考慮したこと、特異な物価上昇が起きた2008年を起点にして物価の下落を考慮しました。

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する歴史的な勝訴判決」と述べました。

日本共産党は、2013年8月からの生活扶助基準引き下げに反対したのをばらめ、18年10月から実施し最大10%もの引き下げを強行したことから全国29都道

志位和夫委員長が同年2月の衆院予算委員会で取り上げるなど基準引き下げ一貫して反対してきました。